

平成22年度（第1回）

小金井市地域公共交通会議

日 時 平成22年4月30日（金）午後3時～

場 所 802会議室（市役所第二庁舎8階）

会議次第

- 1 新委員紹介
東京都建設局北多摩南部建設事務所 管理課長 野崎元様
- 2 報告事項
 - (1) 武蔵小金井駅南口交通広場の状況
 - (2) C o C oバス・ミニのスクールバスへの車両の活用について
- 3 議 題
 - (1) C o C oバス・ミニ（野川・七軒家循環）の本格運行に係る書類の提出について
 - (2) C o C oバス・ミニ（野川・七軒家循環）の乗り残しの対応策について
 - (3) その他
平成22年度第二回会議の予定

[資料]

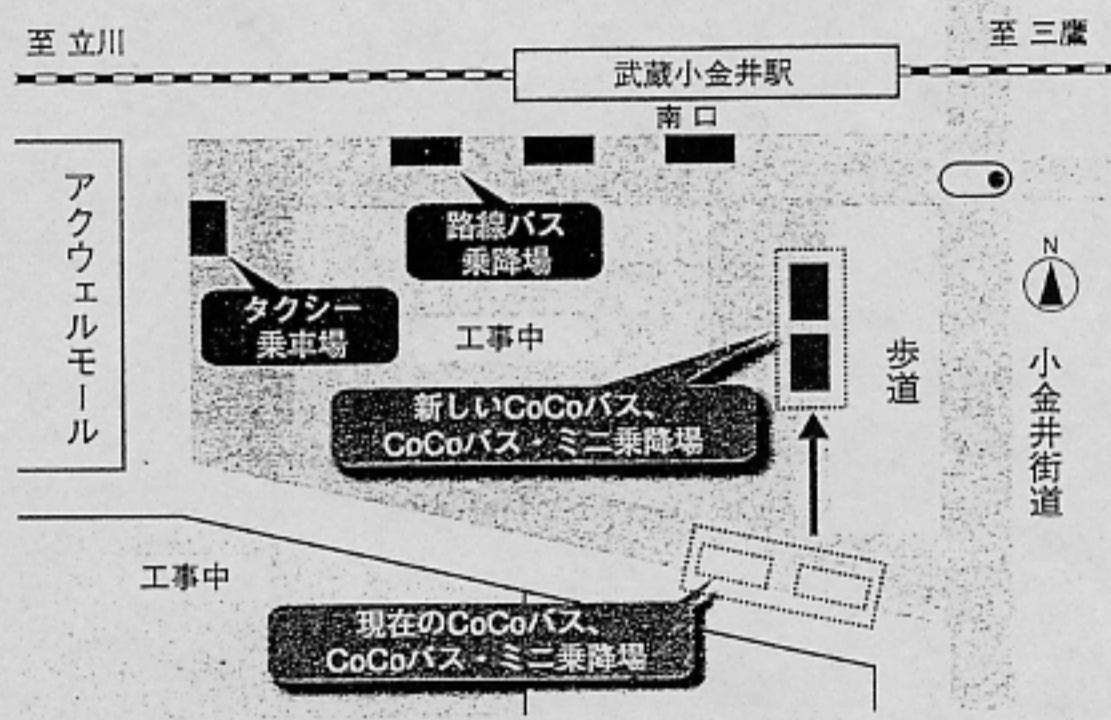
- 1 C o C oバス、C o C oバス・ミニ JR武蔵小金井駅南口乗降場移設のお知らせ
- 2 C o C oバス・ミニを活用したスクールバスの運行状況
- 3 一般乗合旅客自動車運送事業の経営許可申請書（抜粋）
- 4 同意書（案）
- 5 平成22年度野川・七軒家循環運行収支予算書
- 6 野川・七軒家循環の乗り残し人数（1日平均）

CoCoバス、CoCoバス・ミニ JR武蔵小金井駅南口 乗降場移設のお知らせ

武蔵小金井駅南口第1地区第一種市街地再開発事業の進捗に伴い、南口交通広場のCoCoバス、CoCoバス・ミニ乗降場が、3月27日（土）始発から、下記の場所に暫定的に移ります。

今後も引き続き交通広場の整備工事を行います。ご不便をおかけしますが、皆様のご理解・ご協力をよろしくお願い致します。

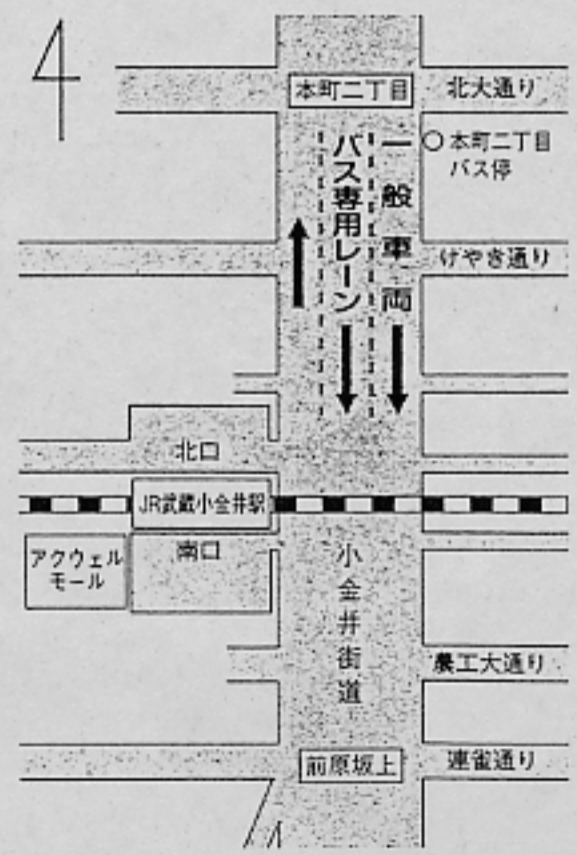
問合せ先 交通対策課交通対策係（☎042-387-9850）、再開発課再開発係（☎042-387-9863）



平成22年3月15日号

市報 **こがねい**

平成22年4月1日号



3月30日から武蔵小金井駅北口周辺の交通規制を次のとおり変更しました。

▽ 日曜・祝日を除く午前7時～9時は、小金井街道の本町二丁目バス停から武蔵小金井駅北口付近までの約300mの中央車線が、バス専用レーンとなりました。一般車両は、左側車線を通行してください

▽ 小金井街道の「本町二丁目」交差点～「農工大通り入口」交差点間の一般車の通行が可能となりました。

問合せ先 警視庁交通規制課（☎03-3581-4321）、小金井警察署（☎381-0110）

武蔵小金井駅周辺の交通規制の変更

スクールバス運行委託その2 仕様書

1 目的

小金井市立小学校の特別支援学級（固定学級）児童が登校する際の、安全確保を目的としてC o C o バス・ミニ車両による送迎業務を委託する。

小金井市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する業務内容は、この仕様書の定めるところによる。

2 運行期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

3 運行日時

- (1) 運行日は、小金井市立学校の管理運営に関する規則に定める休業日を除く日。ただし、土・日曜、祝日等に実施する運動会、授業参観、学校行事等の日及び学校長の指示する日
- (2) 運行時間は、登校時の概ね午前7時30分から8時15分とする。
- (3) 運行時間、運行回数及び運行経路は別に定める。
- (4) 年度途中において、乗車が必要でなくなった児童、又は、新たに乗車が必要になった児童がいた場合は、甲は乙に速やかに連絡する。

4 業務内容

- (1) 甲が指定した学校又は乗降場所までの送迎
- (2) 必要な人数の添乗員を付け、送迎中の児童の安全を図ること。

5 受託者の負担

- (1) 維持管理費等
 - ア 代務者の派遣を含む運行管理等人件費
 - イ 運行計画に係る事務管理費
 - ウ 車両管理、整備、修理業務に要する経費
 - エ 燃料費及び油脂代
 - オ 消耗品費
 - カ 自賠責保険及び任意保険（対人：無制限、対物：400万円以上、搭乗者1人：1,000万円以上）に加入していること。
- (2) 事務処理に要する経費
交通事故に伴う修理、補償、見舞品等を含む示談までの諸経費及び代車手配は、受託者が負担すること。

6 自動車の仕様等

- (1) 使用する自動車は、C o C oバス・ミニ車両とし次の条件を満たすものとする。
 - ① 乗車定員が11人の冷暖房付き車両とする。
 - ② 座席には、児童の安全のためシートベルトが付いていること。
 - ③ 車体の左右のドアに「小金井市」と表示すること。
- (2) 通常運行している自動車が故障等により運行できないときは、乙は前条の業務内容に支障のないようにしなければならない。

7 児童の安全管理

乙は送迎車の車内乗降車時及び安全について、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 添乗員は、児童が乗降車する際は、他の自動車・バイク・自転車等からの事故を防ぐため、必ず下車し安全を確保すること。
- (2) 添乗員は、バスの後退等には必ず後方の安全を確認し誘導すること。
- (3) 車内での安全を確保するため、児童には必ず安全ベルトを着用させること。
- (4) 児童が窓を開けて顔等を車外に出させないこと。
- (5) 多動な傾向を示す児童には、特に安全に配慮すること。
- (6) 乗車中の児童の健康状態には十分配慮すること。

8 報告義務

- (1) 事故発生時には、ただちに市に報告するとともに、必要な措置を講ずること。
- (2) 月間運行報告書を翌月10日までに学務課に提出すること。
[月日・メータ指針(出庫、帰庫)・走行距離・輸送人数・運転者名・使用燃料等]記載
- (3) その他、市の指示により報告すること。

9 支払方法

- (1) 委託料は月払いとし、乙は翌月に当該月分を合算した請求書を学務課に送付し、甲はその請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。
- (2) 請求金額は、日額に確定日数を乗じて得た金額に消費税5%を加算した額とする。

10 その他

- (1) 運転業務中に知り得た情報は、他へ漏洩してはならない。
- (2) 順路については学務課と調整すること。
- (3) 運行業務にあたる運転手は、所定の運転免許を有し、相当の運転経験のある者で交通法規を遵守し、安全運転の徹底に努めること。
- (4) 安全な運行をするための対策を行うこと。
- (5) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲乙が誠意を持って協議し決定するものとする。

C o C oバス・ミニを活用したスクールバスの運行経路



平成 年 月 日

関東運輸局長

神谷俊広 殿

住 所 東京都小金井市東町四丁目33番19号
名 称 つくば観光交通株式会社
代表者名 代表取締役 信山勝由[Ⓔ]

一般乗合旅客自動車運送事業の経営許可申請書

この度、下記のとおり一般乗合旅客自動車運送事業の経営をしたいので、道路運送法第4条及び第5条の規定により、関係書類を添えて申請いたします。

記

1. 申請者の名称及び住所並びに代表者氏名

住 所 東京都小金井市東町四丁目33番19号
名 称 つくば観光交通株式会社
代表者名 代表取締役 信山勝由

2. 経営しようとする一般旅客自動車運送事業の種別

一般乗合旅客自動車運送事業(路線定期運行)

3. 事業計画

(1)	路線に関する事項	別紙1
(2)	主たる事務所及び営業所の名称及び位置	別紙2
(3)	営業所ごとに配車する事業用自動車の数並びにその常用車及び予備車別の数並びにその乗車定員ごとの数	別紙2
(4)	自動車車庫の位置及び収容能力	別紙2
(5)	各路線に配置する事業用自動車のうち、長さ、幅、高さ又は車両総重量が最大であるものの当該長さ、幅、高さ又は重量	別紙2
(6)	停留所の名称及び位置並びに停留所間のキロ程	別紙3

4. 添付書類

(1)	路線図（縮尺 5 万分の 1 以上の平面図）	別添 1
(2)	事業用自動車の運行管理の体制を記載した書面	別添 2
(3)	事業の開始に要する資金及びその調達方法を記載した書面	別添 3
(4)	事業用自動車の乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設の概要記載した書面	別添 4
(5)	既存の法人にあつては、次に掲げる書類 ①定款又は寄付行為及び登記簿の謄本 ②最近の事業年度における貸借対照表 ③役員又は社員の名簿及び履歴書	別添 5
(6)	道路運送法第 7 条各号及び法令遵守のいずれにも該当しない旨を証する書類	別添 5 - 2
(7)	道路運送法第 15 条の 1 2 に基づく運行計画と同一の内容を記載した書面	別添 6
(8)	その他挙証書類	

☆その他

運転者の選任計画等	別添 7
-----------	------

別添した記載事項、添付書類等の記号の見方

☆・・・上記の記載事項、添付書類等について、道路運送法第 6 条に適合することを証するための挙証書類

3. 事業計画：（1）路線に関する事項

路線 番号	起点及び終点の地名及び地番、キロ程、主たる経過地	
1	起点（地名及び地番）：東京都小金井市本町六丁目14番地先	
	終点（地名及び地番）：東京都小金井市本町六丁目14番地先	
	キロ程：3.63km	
	主たる経過地：記載なし	
	道路管理者：東京都又はUR都市機構	
	区間数計 1区間	路線キロ計 3.63km

3. 事業計画：(3) 営業所ごとに配置する事業用自動車並びにその常用車及び予備車別の数並びにその乗車店員ごとの数

配置営業所	本社営業所		
配置車両数	計	2両	
			常用車 1両 予備車 1両
乗車定員ごとの数	乗車定員		常用車
	11人		1両
	人		両
	人		両
	人		両
	人		両
	計		1両
上記の計画車両の全ての、対人8,000万円以上、対物200万円以上の任意保険又は共済に加入する計画である。			

3. 事業計画：(5) 各路線に配置する事業用自動車のうち、長さ、幅、高さ又は車両総重量が最大であるものの当該長さ、幅、高さ又は重量

配置路線番号	長さ (m)	幅 (m)	高さ (m)	車両総重量 (kg)
1	5.38	1.88	2.28	3,170
路線番号は、「別添1：3. 事業計画：(1) 路線に関する事項」に対応。				
☆事業用自動車の使用権原を証する書類（売買契約書写、自動車検査証写、リース契約書写等）				

3. 事業計画：（6）停留所の名称及び位置並びに停留所間のキロ程

NO	停留所の名称	新/既	位置	キロ程(km)
0	武蔵小金井駅南口	既設	本町六丁目14番	
1	金蔵院北	既設	中町四丁目15番	0.56
2	西念寺前	既設	中町四丁目11番	0.17
3	幼稚園北	既設	中町四丁目5番	0.13
4	小金井神社南	既設	中町四丁目5番	0.13
5	天神橋	既設	中町四丁目1番	0.10
6	七軒家通り	既設	前原町二丁目10番	0.24
7	遊歩道入口	既設	前原町二丁目9番	0.12
8	前原町二丁目	既設	前原町二丁目13番	0.11
9	中前橋南	既設	前原町二丁目13番	0.09
10	第二中学校東	既設	中町一丁目8番	0.21
11	はけの森美術館	既設	中町一丁目8番	0.10
12	第二中学校北	既設	中町一丁目8番	0.16
13	車屋坂下	既設	中町一丁目10番	0.18
14	西念寺前	既設	中町一丁目11番	0.21
15	質屋坂下	既設	前原町三丁目20番	0.20
16	なそい坂	既設	前原町三丁目38番	0.15
17	小金井市第二庁舎	既設	前原町三丁目36番	0.22
	武蔵小金井駅南口	既設	本町六丁目14番	0.55
<p>☆ 各停留所の略図(転回等を要する停留所にあつては、その転回方法等を図示)</p> <p>☆ 3年以上の使用権原を証する書類(道路占有許可写、賃貸借契約書、承諾書等)</p>				

運行系統表

つくば観光交通株式会社

新旧	系統番号	起点	主たる経過地	終点	キロ程	期間・曜日等		運行時間帯及び運行回数				総運行回数	始発時間	終発時間	系統の新設 系統の廃止
								6:00 ～9:59	10:00 ～15:59	16:00 ～21:59	22:00 ～15:59				
新	1	武蔵小金井駅 南口	特に記載なし	武蔵小金井駅 南口	3.63キロ	通年	平日	2回	12回	9回	0回	23回	09時05分	20時05分	系統の新設
								0回	0回	0回	0回	0回			
							土曜	2回	12回	9回	0回	23回	09時05分	20時05分	
								0回	0回	0回	0回	0回			
							休日	2回	12回	9回	0回	23回	09時05分	20時05分	
		0回	0回	0回	0回	0回									

注1. 主たる経過地欄に記載する地名等については、当該系統の主要な経過地（空港、鉄道駅、病院、学校その他施設等利用者が集中する個所。）を記載する。

注2. 運行回数の欄には、上 に 路の回数を、下 に 路の回数を指定された時間帯ごとにそれぞれ記載する。

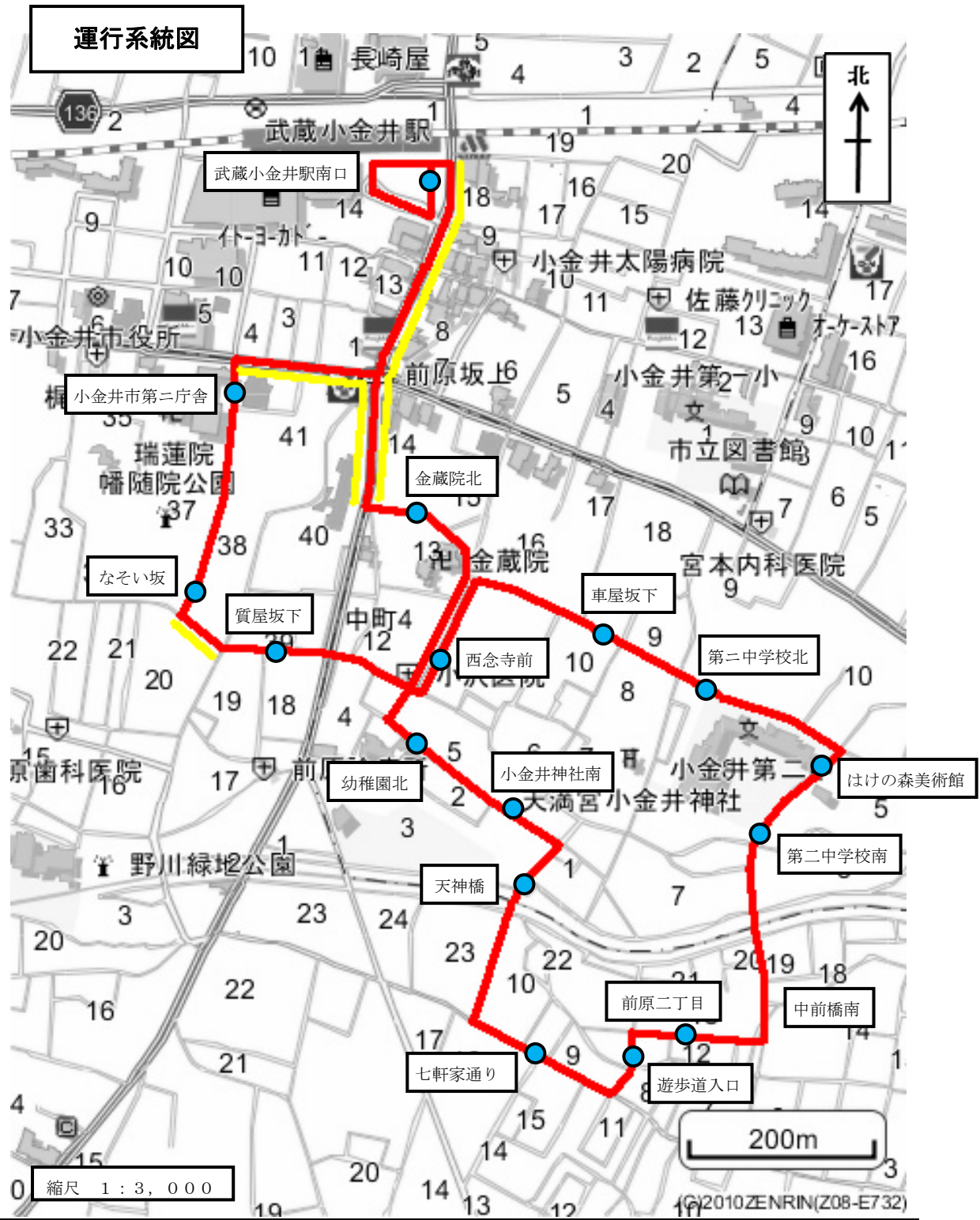
注3. 当該運行系統の運行回数が運輸局長が指定した1日における総運行回数が15回以下のため、全ての運行時 を記載する場合には、運行回数欄の上 に 路及び 路のそれぞれの出発地における発時 をそれぞれ記載する。

注4. 運行回数を記載する場合の時間帯及び運行時 を記載する場合の運行時 をどの停留所（発地、 地等）のもので えて記載するかについては、運行系統の 路及び 路のそれぞれの発地における発時 に基づいて記載する。

注5. 上記事例で「平日」「土休日」とあるのは、あくまでも一例であり、平日の（運行回数、始発・終発時 ）と土休日の（運行回数、始発・終発時 ）と休日の（運行回数、始発・終発時 ）が なる場合等については区別して記載区分して記載する。

注6. 総運行回数欄には、平日及び土休日ごとの 路運行回数と 路運行回数の合計運行回数を 分した回数を記載する。（合計回数が 数の場合は、 数が0.5回となる。）

注7. 複数の都 を ぐ運行系統については、当該運行系統の起点となる都 を運行する運行系統として うものとする。



凡 例					
線種	系統番号	起点	経由地	終点	系統キロ
	1	武蔵小金井駅南口	記載なし	武蔵小金井駅南口	循環 3.63km
	合区間	武蔵小金井駅南口～小金井市中町4丁目14番地先 0.41km			京 バス
		小金井市役所前交 点～小金井市中町4丁目14番地先 0.29km			小田 バス 京 バス
		小金井市中町四丁目39番地先～小金井市中町4丁目38番地先 0.53km			京 バス

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書（案）

平成21年度第2回小金井市地域公共交通会議（平成22年2月19日開催）において、下記事項に関し協議が調ったことを証明する。

記

1 協議が調っている路線

野川・七軒家循環

- (1) 起点 東京都小金井市本町六丁目14番地先
終点 東京都小金井市本町六丁目14番地先
- (2) 主な経由地 特に記載なし
- (3) キロ程 3.63キロメートル

2 協議が調っている運行系統

野川・七軒家循環

- (1) 起点 武蔵小金井駅南口
終点 武蔵小金井駅南口
- (2) 主な経由地 特に記載なし
- (3) キロ程 3.63キロメートル
- (4) 運行時間 始発時間09時05分 終発時間20時05分
- (5) 所要時間 21分
- (6) 運行間隔 30分
- (7) 運行回数 23回/日

3 協議が調っている運賃の種類、額及び適用方法

1回乗車当たり100円（現金のみ）

4 協議が調っている車両及び車両数

- (1) ルート 野川・七軒家循環
- (2) 車種 トヨタ ハイエース コミューター

- (3) 仕様 バイ・フューエル（ガソリン／CNG） 車椅子用リフト付き
- (4) サイズ 長さ5.38m 幅1.88m 高さ2.28m
重量3,170kg
- (5) 乗車定員 11人
- (6) 車両数 常用車1両 予備車1両

5 その他

一般貸切旅客自動車運送事業との車両の併用について

- (1) 協議が調った日

平成22年4月30日（於：平成22年度第1回小金井市地域公共交通会議）

- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業を行う目的

小金井市立小学校の特別支援学級（固定学級）児童が登校する際の、安全確保を目的として、当該車両使用による送迎業務を行うもの

- (3) 一般貸切旅客自動車運送事業の運行期間

自 平成22年4月1日

至 平成23年3月31日（ただし、延長の場合あり）

- (4) 一般貸切旅客自動車運送事業の運行日時

① 運行日は、小金井市立学校の管理運営に関する規則に定める休業日を除く日。ただし、土曜・日曜・祝日に実施する運動会、授業参観、学校行事等の日及び学校長の指示する日

② 運行時間は、登校時の概ね午前7時30分から8時15分までとする。

- (5) 一般貸切旅客自動車運送事業の運行経路

別紙のとおり

平成22年**月**日

小金井市地域公共交通会議

会長 鈴木文彦

平成22年度野川・七軒家循環運行収支予算書

1. 収入

(単位：円)

券種	金額
現金	5,876,500
回数券	0
その他	0
計	5,876,500

2. 運行経費

(単位：円)

科目	金額
人件費	12,046,742
燃料油脂費	1,203,126
車両修繕費	432,000
車両減価償却費	4,447,425
自動車税	53,000
自動車重量税	21,600
自賠責保険料	87,300
道路使用料	0
その他経費	1,145,223
運送費	19,436,416
一般管理費	963,739
営業外費用	366,800
適正利潤	611,482
合計	21,378,437

3. 収支

(単位：円)

項目	金額
収入	5,876,500
運行経費	21,378,437
収支	-15,501,937

野川・七軒家循環の乗り残し人数(1日平均)

